平成２４年（フ）第４８号
愛媛県南宇和郡愛南町中浦823番地
債務者　岩﨑　澤美
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第４４９号
熊本市中央区帯山７丁目17番82号　帯山７丁目アパート５号
債務者　岩田由美子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６８号
熊本県宇土市馬之瀬町713番地２　アランビーハイツ211号
債務者　内田三知子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４７３号
熊本市東区新生１丁目18番30号　佐々木アパート２Ｆ
債務者　木下久美子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２１号
大分県佐伯市鶴岡町３丁目15番23号
債務者　藤原　秀夫
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第２２号
大分県佐伯市大字堅田1214番地
債務者　染矢　隆之
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
宮崎県延岡市野地町４丁目3842番地２コスモハイツ柳田102
債務者　松井　裕之
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月31日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第２８４号
相模原市南区旭町７番18号　センチュリーオオノ202
債務者　佐藤　赫子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第５０号
石川県小松市大領中町２丁目56　アヴァンセ202号室、住民票上の住所石川県小松市国府台１丁目98番地
債務者　村山　宏明
1　決定年月日時　平成24年８月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２４年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市東難波町３丁目25番１―510号
債務者　樫原　智子（旧姓古川）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２６５号
北九州市小倉北区足立２丁目８番５―304号
債務者　黒土　知恵
1　決定年月日時　平成24年８月30日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４１０号
北九州市小倉南区湯川新町４丁目23番69号
債務者　洲之内久美子
1　決定年月日時　平成24年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８３号
北九州市小倉南区横代北町４丁目３番８号
債務者　羽根田邦子（旧姓犬塚）
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５３７号
北九州市八幡東区東丸山町３番３号
債務者　山下　　剛
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５８５号
北九州市小倉南区下曽根２丁目11番16―212号
債務者　伊藤佐知子
1　決定年月日時　平成24年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０７号
福島県本宮市糠沢字光が丘２番地16
債務者　大河内敏也（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１２号
福島県郡山市大槻町字下町東17番地
債務者　小椋　純子
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第１１７号
福島県須賀川市古屋敷44番地３
債務者　渡辺　千恵
1　決定年月日時　平成24年８月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月２日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係